

郵便料金の制度の見直しに関する要望事項等

2024年12月3日

Agenda

【要望事項】

I 料金規制の枠組み関係

【今後の課題として検討していただきたい事項】

II 郵便ユニバーサルサービスの在り方関係

III 第三種郵便物及び第四種郵便物関係

(参考) 諸外国の郵便料金規制等

第三種郵便物及び第四種郵便物に関する総務省の過去の検討会・審議会での指摘等

I 料金規制の枠組み関係①

1 現状

○ 25g以下の定形郵便物の上限額(現行110円)が総務省令(※)で規定されている。

(※) 郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号) (抄)

(定形郵便物の料金の上限)

第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、百十円とする。

○ 諸外国では、頻繁に料金改定が行われている。(書状について、米国:1年に1回(2023年・2024年は、1年に2回)、英国:1年に1回、ドイツ:3年に1回、フランス:1年に1回(2023年は、レトル・ヴェルトは実施せず)となっている。)

なお、日本では、消費税増税に伴う改定を除き、30年ぶりに25g以下の定形郵便物の料金改定(84円→110円)を実施した。

	米国	英国	ドイツ	フランス	(参考)日本
規制概要	プライスカップ 規制	プライスカップ 規制	プライスカップ 規制	プライスカップ 規制	上限規制
料金上限の改正頻度	1年に1回	1年に1回	3年に1回 (2025年以降2年に 1回に変更)	2年に1回	-
実際の料金改定の頻度	1年に1回 (2023年・2024年は、 1年に2回)	1年に1回	3年に1回	1年に1回 (2023年は、レトル・ ヴェルトは実施せず)	第一種(25g以下の定 形郵便物)は省令改 正時
2019年度末→2023年度末 の郵便料金(書状)	(ファーストクラスメール) 0.55ドル→0.66ドル (+20.0%)	(セカンドクラス) 0.61ポンド→0.75ポンド (+23.0%)	(スタンダード) 0.80ユーロ→0.85ユーロ (+6.3%)	(レトル・ヴェルト) 0.85ユーロ→1.16ユーロ (+36.5%)	(25g以下の定形郵便物) (当該期間は変更なし)

I 料金規制の枠組み関係①(つづき)

2 課題

- 25g以下の定形郵便物の実際の料金(現行110円)は、総務省令で規定されている上限額に張り付いており、この料金を改定しようとする場合、当社の料金変更届出に先立って、総務省令の改正手続が必要となり、一定の期間(※)が必要となるなど、当社が主体的かつ機動的に料金改定を行うことができない。

(※) 2024年10月1日の料金改定の際には、情報通信行政・郵政行政審議会への上限額改正の諮問(2023.12.18)から、改正省令の公布・施行及び料金変更届出(2024.6.13)まで、約6か月を要したところ。

- 25g以下の定形郵便物の上限額は、消費税増税に伴う改定を除き、30年ぶりに改定(84円→110円(改定率約31%))されたが、法人顧客においては、「小刻みな値上げの方が受け入れやすい」といった意見(※)がある。

(※) 郵便料金政策委員会(第2回)における一般社団法人日本ダイレクトメール協会資料(P18)参照。

3 要望事項①

当社が、より主体的かつ機動的に料金改定を行えるようにしていただきたい。(賃金や物価の上昇率等を反映した料金改定ができるようにすることを含め、柔軟に料金改定が実施できるようにしていただきたい。)

I 料金規制の枠組み関係②

1 現状

○ 郵便料金の設定基準について、現在の制度では、郵便料金全体としては、「適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」旨規定されているが、それ以上の具体性がなく、また、25g以下の定形郵便物の上限料金の設定についても、定性的な規定にとどまっているところ(※)。

(※) 郵便法(昭和22年法律第165号) (抄)

第一条(この法律の目的) この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

第三条(郵便に関する料金) 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

(料金)

第六十七条 (略)

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。

二 (略)

三 第一種郵便物(郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。)のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの(次号において「定形郵便物」という。)の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四～七 (略)

3～7 (略)

○ 諸外国の料金規制(料金上限)は、物価上昇率(CPI)や物数減少の影響等を連動させた仕組みとなっており、その算出方法も定式化されている。

		米国	英国	ドイツ	フランス	(参考)日本
料金規制の概要		「物価上昇率」+「物数減少の影響」+「その他の要素」を上限	「物価上昇率」を上限	「物価上昇率」+「物数減少の影響」+「その他の要素」を上限	「物価上昇率」+「物数減少の影響」+「その他の要素」を上限	「国民生活において果たしている役割の重要性」、「国民の負担能力」、「物価その他の事情」を勘案して上限を設定
値上げ率の構成要素	物価上昇率	○	○	○	○	△(定性的な規定にとどまる)
	物数減少の影響	○	-	○	○	-
	その他の要素	○ 配達箇所数、退職給付費用	-	○ 生産性上昇率(※)	○ 生産性上昇率(※)	-

(※)生産性上昇率の詳細は、公表されていないため不明

I 料金規制の枠組み関係②(つづき)

2 課題

郵便事業を取り巻く厳しい状況の中、今後、さらに料金改定を検討しようとする際に、法令上、どの程度の料金改定が許容されるのか、予見可能性が乏しい。

3 要望事項②

どこまでの料金改定(値上げ)が許容されるのか、予見可能性ができるだけ確保されるものとしていただきたい。(値上げの上限については、賃金や物価の上昇率等を反映した算定式により算出されるものとしていただきたい。)

Ⅱ 郵便ユニバーサルサービスの在り方関係

1 現状

○ 郵便のユニバーサルサービスは、当社が提供することが義務付けられており、独立採算で提供している(※)。

- (※) 郵便法(昭和22年法律第165号) (抄)
- 第二条(郵便の実施) 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵便株式会社(以下「会社」という。)が行う。
- 第三条(郵便に関する料金) 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。
- (郵便業務管理規程)
- 第七十条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程(以下「郵便業務管理規程」という。)を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。(中略)
- 2 (略)
- 3 総務大臣は、(中略)前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。
- 一 (略)
- 二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の(中略)総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。
- 三 一週間につき五日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。
- 四 郵便物(中略)について差し出された日から四日(中略)以内(中略)に送達することが定められていること。
- 五・六 (略)
- 郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号) (抄)
- (郵便業務管理規程の認可基準)
- 第三十二条 (略)
- 2 法第七十条第三項第二号の総務省令で定める郵便物の引受けの方法の基準は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の日本郵政公社法(中略)の施行の際あまねく全国に設置されていた郵便差出箱の本数を維持することを旨とし、かつ、次に掲げる基準に適合するものとして郵便差出箱を設置することとする。
- 一・二 (略)
- 3 法第七十条第三項第三号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 国民の祝日に関する法律(中略)に規定する休日及び一月二日を除き、月曜日から金曜日までの五日間において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと。
- 二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、郵便物をその宛て所に配達すること。
- 4～8 (略)

○ 諸外国においては、ユニバーサルサービスを確保するための財政的な措置を含め公的な支援を行っている国もある。

・ ユニバーサルサービスを確保するための財政的な支援措置を行っている主な国 : フランス、イタリア

郵便事業体	財政支援の対象	金額	年次
ラ・ポスト(フランス)	ユニバーサルサービス維持	500百万ユーロ(約820億円)	2023FY
ポステ・イタリアーネ(イタリア)	ユニバーサルサービス維持	262百万ユーロ(約430億円)	2023FY

・ ユニバーサルサービス対象の郵便について付加価値税の免除を行っている主な国 : 英国、ドイツ、フランス、イタリア

	英国	ドイツ	フランス	イタリア
税制優遇措置	ユニバーサルサービス対象の郵便について付加価値税免除	ユニバーサルサービス対象の郵便について付加価値税免除	・地方直接税85%を軽減 ・ユニバーサルサービス対象の郵便について付加価値税免除	ユニバーサルサービス対象の郵便について付加価値税免除

Ⅱ 郵便ユニバーサルサービスの在り方関係(つづき)

2 課題

当社では、引き続き、郵便利用拡大に向けた取組や業務効率化の取組を進めていくこととしているものの、継続的な郵便物数の減少等により、郵便事業の収支は厳しい見通し(※)となっている。

(※) 2023年12月の郵政行政分科会時点の郵便事業収支の見通し

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
営業損益	67億円	▲400億円	▲782億円	▲1,232億円

3 今後の課題として検討していただきたい事項①

”なるべく安い料金で、あまねく、公平に提供する”(郵便法第1条)こととされている郵便のユニバーサルサービスについて、諸外国の事例等も参考にした財政的な支援の可能性等を検討していただきたい。

Ⅲ 第三種郵便物及び第四種郵便物関係

1 現状

○ 第三種郵便物及び第四種郵便物は、政策的に低廉な料金での役務の提供が求められている(※)。

(※) ○ 第三種郵便物

国民文化の普及向上に貢献すると認められる刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって社会、文化の発展に資するという趣旨で設けられたもの。

○ 第四種郵便物

ある限定された特定の目的で国民の福祉増進に貢献するものの郵送料を安くするために設けられたもの。

- ・ 通信教育用郵便物:教育の普及に貢献するもの。
- ・ 点字郵便物及び特定録音物等郵便物:盲人の福祉の増進の一端を担うもの。
- ・ 植物種子等郵便物:農業の生産性向上に寄与するもの。
- ・ 学術刊行物郵便物:学術研究の振興の達成に協力するもの。

○ 諸外国においては、定期刊行物等のサービスを提供するための財政的な支援措置を行っている国もある。

- ・ 定期刊行物について財政的な支援措置を行っている主な国 : フランス、イタリア
- ・ 視覚障害者向け郵便について財政的な支援措置を行っている主な国 : 米国

郵便事業体	財政支援の対象	金額	年次
USPS(米国)	視覚障害者向け郵便、在外選挙郵便	50百万ドル(約75億円)	2023FY
ラ・ポスト(フランス)	定期刊行物	40百万ユーロ(約66億円)	2023FY
ポステ・イタリアーネ(イタリア)	定期刊行物	76百万ユーロ(約125億円)	2023FY

Ⅲ 第三種郵便物及び第四種郵便物関係(つづき)

2 課題

- 第三種郵便物及び第四種郵便物については、制度創設から相当の期間が経過。「必要性や妥当性の確認・検証」、「費用負担の在り方」については、従前から、総務省の検討会・審議会で継続検討課題として指摘(※)されているところ。

(※) 過去の検討会・審議会での指摘

- ・ 2019年情報通信審議会答申

「これまでの費用負担のあり方が適切なのかについて、今後の課題として検討することが必要ではないかと考えられる。」

- ・ 2017年検討会報告

「特に個別に議論が必要とされた制度(通信教育、植物種子等、学術刊行物)を中心に、低廉料金制度の必要性や妥当性を・・・(略)・・・定期的に確認・検証していくことが必要である。」「なお、…(略)…制度の趣旨に反しない範囲において、日本郵便の経営判断で低廉料金の見直しが行われることがあってもよいのではないかとといった意見があったことについては留意すべきである。」

- ・ 2015年情報通信審議会答申

「政策的な低廉料金サービスについては、制度の政策目的や利用者ニーズ等も考慮しつつ、そのコスト負担の在り方について、継続的に検討することが適当である。」

- 郵便事業全体の収支が厳しい中、第三種郵便物及び第四種郵便物の収支は、赤字が継続している状況(※)。

(※) 第三種郵便物及び第四種郵便物の事業収支の状況

単位:億円

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
第三種郵便物	営業収益	86	81	78	73	68
	営業費用	146	140	134	132	130
	営業損益	▲ 60	▲ 59	▲ 56	▲ 59	▲ 61
第四種郵便物	営業収益	7	9	9	8	7
	営業費用	16	18	18	17	16
	営業損益	▲ 9	▲ 9	▲ 9	▲ 9	▲ 9

3 今後の課題として検討していただきたい事項②

第三種郵便物及び第四種郵便物について、「必要性・妥当性の確認・検証」及び「費用負担の在り方」(※)等の課題について、改めて検討をお願いしたい。

(※) 「制度の趣旨に反しない範囲(の値上げ)」の明確化を含む。

(参考: 諸外国の郵便料金規制)

		米国	英国	ドイツ	フランス	ベルギー	スウェーデン	(参考) 日本
規制概要		プライスカップ 規制	プライスカップ 規制	プライスカップ 規制	プライスカップ 規制	プライスカップ 規制	プライスカップ 規制	上限規制
対象商品		市場支配商品 (ファーストクラス 郵便、マーケティ ング郵便、定期刊 行物等)	セカンドクラス郵 便商品群(注) (標準書状と大型 書状)	免許分野商品 (重量1kgまで、 切手貼付等1通 単位で差し出され る書状)	ユニバーサル サービス 郵便商品 (重量2kgまでの 書状、20kgまで の小包)	ユニバーサル サービス郵便商 品	プライオリティメー ル及び普通郵便	第一種(25g以下 の定形郵便物)
料金上限の改正 頻度		1年に1回	1年に1回	3年に1回 (2025年以降2年に 1回に変更)	2年に1回	1年に1回	3年に1回	-
実際の料金改定 の頻度		1年に1回 (2023年・2024年は、 1年に2回)	1年に1回	3年に1回	1年に1回 (2023年は、レトル・ ヴェルトは実施せず)	1年に1回	1年に1回	第一種(25g以下 の定形郵便物) は省令改正時
料金規制の概要		「物価上昇率」+ 「物数減少の影響」+ 「その他の要素」を上限	「物価上昇率」を 上限	「物価上昇率」+ 「物数減少の影響」+ 「その他の要素」を上限	「物価上昇率」+ 「物数減少の影響」+ 「その他の要素」を上限	「物価上昇率」+ 「物数減少の影響」+ 「その他の要素」を上限 (※)物価指数(タバコ、 アルコール等を除く。) の変動等を考慮	「物価上昇率」+ 「物数減少の影響」+ 「その他の要素」を上限	「国民生活において果たしている役 割の重要性」、「国民の負担能 力」、「物価その他の事情」を勘案 して上限を設定
構成要素 値上げ率の	物価 上昇率	○	○	○	○	○	○	△(定性的な規定 にとどまる)
	物数減少 の影響	○	-	○	○	○	○	-
	その他の 要素	○ 配達箇所数、退 職給付費用	-	○ 生産性上昇率(※)	○ 生産性上昇率(※)	○ 生産性上昇率(※)	○ 郵便物の配達に 係る平均コスト	-
(参考情報)		小包など競争商 品にも一定の規 制(各商品の収入 が帰属費用を上 回る等)	ファーストクラス 郵便(翌日配達商 品)は料金規制の 対象外	次回の料金改定 は2025年の予定	単年度の値上げ 率の上限は10%	-	-	第三種、第四種 料金は認可制

(※) 生産性上昇率の詳細は、公表されていないため不明
(注) 英国の料金規制対象：標準書状（～100g）と大型書状（～100g、～250g、～500g、～750g）を含む商品群
(出所) 郵便事業体報道発表等、各種資料を基に作成

(参考: 諸外国の郵便料金の変遷(書状))

	米国			英国			ドイツ			フランス			日本		
商品名	ファーストクラスメール			セカンドクラス			スタンダード			レトル・ヴェルト			定形郵便物		
【暦年】	料金 (ドル)	料金 上昇率	CPI (%)	料金 (ポンド)	料金 上昇率	CPI (%)	料金 (ユーロ)	料金 上昇率	CPI (%)	料金 (ユーロ)	料金 上昇率	CPI (%)	料金 (円)	料金 上昇率	CPI (%)
1994	0.29		2.6	0.19		2.2	0.51		2.7			1.7	80		0.7
1995	0.32	10.3%	2.8	↓		2.7	↓		1.7			1.8			-0.1
1996~	↓		2.9	0.20	5.3%	2.9	↓		1.4			2.0			0.1
1998	↓		1.6	↓		1.8	0.56	9.8%	0.9			0.7			0.6
1999~	0.33	3.1%	2.2	0.19	(値下げ)	1.7	↓		0.6			0.5			-0.3
2001	0.34	3.0%	2.8	↓		1.6	↓		2.0			1.6			-0.7
2002	0.37	8.8%	1.6	↓		1.5	↓		1.4			1.9			-0.9
2003	↓		2.3	0.20	5.3%	1.4	0.55	(値下げ)	1.0			2.1			-0.3
2004~	↓		2.7	0.21	5.0%	1.4	↓		1.7			2.1			0.0
2006	0.39	5.4%	3.2	0.23	9.5%	2.5	↓		1.6			1.7			0.3
2007	0.41	5.1%	2.9	0.24	4.3%	2.4	↓		2.3			1.5			0.0
2008	0.42	2.4%	3.8	0.27	12.5%	3.5	↓		2.6			2.8			1.4
2009	0.44	4.8%	-0.4	0.30	11.1%	2.0	↓		0.3			0.1			-1.4
2010	↓		1.6	0.32	6.7%	2.5	↓		1.1			1.5			-0.7
2011	↓		3.2	0.36	12.5%	3.8	↓		2.1	0.57		2.1			-0.3
2012	0.45	2.3%	2.1	0.50	38.9%	2.6	↓		2.0	↓		2.0			0.0
2013	0.46	2.2%	1.5	↓		2.3	0.58	5.5%	1.5	0.58	1.8%	0.9	↓		0.4
2014	0.49	6.5%	1.6	0.53	6.0%	1.5	0.60	3.4%	0.9	0.61	5.2%	0.5	82	2.5%	2.7
2015	↓		0.1	0.54	1.9%	0.4	0.62	3.3%	0.5	0.68	11.5%	0.0	↓		0.8
2016	0.47	(値下げ)	1.3	0.55	1.9%	1.0	0.70	12.9%	0.5	0.70	2.9%	0.2	↓		-0.1
2017	0.49	4.3%	2.1	0.56	1.8%	2.6	↓		1.5	0.73	4.3%	1.0	↓		0.5
2018	0.50	2.0%	2.4	0.58	3.6%	2.3	↓		1.7	0.80	9.6%	1.9	↓		1.0
2019	0.55	10.0%	1.8	0.61	5.2%	1.7	0.80	14.3%	1.4	0.85	6.3%	1.1	84	2.4%	0.5
2020	↓		1.2	0.65	6.6%	1.0	↓		0.5	0.97	14.1%	0.5	↓		0.0
2021	0.58	5.5%	4.7	0.66	1.5%	2.5	↓		3.1	1.08	11.3%	1.6	↓		-
2022	0.60	3.4%	8.0	0.68	3.0%	7.9	0.85	6.3%	6.9	1.16	7.4%	5.2	↓		-
2023	0.66	10.0%	4.1	0.75	10.3%	6.8	↓		5.9	↓		4.9	↓		-
2024	0.73	10.6%	-	0.85	13.3%	-	↓		-	1.29	11.2%	-	110	30.9%	-
現行料金の 円換算	110円			169円			139円			212円			110円		
上昇率等	2.52倍	(20回)	2.05倍	4.47倍	(21回)	1.99倍	1.67倍	(7回)	1.67倍	2.26倍	(11回)	1.59倍	1.38倍	(3回)	1.04倍

※料金：諸外国の料金は非課税（日本の料金は税込額を表示）。 ※料金上昇率：直近の料金改定時からの上昇率。 ※CPI:OECDのデータベース「Consumer prices」のall items・annualのデータを引用。

※上昇率等：1994年を1とした時の2024年の料金、2023年のCPIの上昇率。括弧内は、1994年～2024年に料金値上げが実施された年の数。米国について、値上げを実施した年の数は「18回」だが、2023年度と2024年度は、同年度に2回料金値上げを実施したため、18回+2回=20回とカウントしている。フランスのレトル・ヴェルトは、2011年に新設された商品のため、料金は2011年を1とした場合の2024年の上昇率、2011年～2024年に料金値上げが実施された年の数を記載。（2010年までは提供されていなかった商品のため、料金を記載していない。）また、日本のCPIは、1994年を1とした時の2020年の上昇率を記載。※現行料金の円換算：為替レートは、三菱UFリサーチ&コンサルティングが公表している2024年10月7日TTSLレート。小数点第一位を四捨五入して算出。

(参考: 諸外国の財政支援の状況)

郵便事業体	財政支援の対象	金額	年次	セグメント収益比
USPS(米国)	視覚障害者向け郵便、在外選挙郵便	50百万ドル(約75億円)	2023FY	0.1%
英郵便局会社(英国)	郵便局ネットワーク維持、投資支援	125百万ポンド(約249億円)	2022FY	14.1%
ラ・ポスト(フランス)	ユニバーサルサービス維持	500百万ユーロ(約820億円)	2023FY	5.0%
	定期刊行物	40百万ユーロ(約66億円)	2023FY	0.4%
	郵便局ネットワーク維持	177百万ユーロ(約290億円)	2023FY	1.8%
	非課税貯蓄商品提供	303百万ユーロ(約497億円)	2023FY	4.9%
bポスト(ベルギー)	郵便局ネットワーク維持、定期刊行物、年金配達、預金等基本的な銀行サービス	311百万ユーロ(約510億円)	2023FY	13.8%
ポストノルド(スウェーデン)	視覚障害者向け郵便、過疎地でのサービス提供	実績なし	-	-
ポステ・イタリアーネ(イタリア)	ユニバーサルサービス維持	262百万ユーロ(約430億円)	2023FY	7.0%
	定期刊行物	76百万ユーロ(約125億円)	2023FY	2.0%
ポストノルド(デンマーク)	ユニバーサルサービス維持	187百万Sクローナ(約28億円)	2022FY	2.3%
	離島あて郵便、視覚障害者向け郵便、国際郵便	-	2024FY以降	-
ポステンブリング(ノルウェー)	ユニバーサルサービス維持	39~72百万ユーロ(約64億円~118億円)	不明	-
ポスティ(フィンランド)	地方における週2日の新聞配達	-	2024FY以降	-

※FYは、会計年度。(国によって異なる場合がある。)

(注) セグメント収益比の算出に当たっては、国内郵便関係セグメントの営業収益を使用。ただし、USPSと英郵便局会社は全社収益、ラ・ポスト(非課税貯蓄商品提供のみ)はラ・バンク・ポスタル(金融)部門収益、bポストはベルギー国内収益を使用。

(参考) 為替レート: 1ドル=150円、1ポンド=199円、1ユーロ=164円、1スウェーデンクローナ=15円

(三菱UFリサーチ & コンサルティングが公表している2024年10月7日TTSレート)

(出所) 郵便事業体報道発表等、各種資料を基に作成

(参考: 第三種郵便物及び第四種郵便物の料金表等)

第三種郵便物及び第四種郵便物の料金表(抜粋)

料金の区別			料金額		
第三種郵便物	低料第三種郵便物以外の第三種郵便物		重量50gまでのもの	63円	
	低料第三種郵便物	毎月3回以上発行する新聞紙1部又は1日分を内容とするもので、発行人又は売りさばき人から差し出されるもの	重量50gまでのもの	42円	
		心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるもの	毎月3回以上発行する新聞紙を内容とするもの	重量50gまでのもの	8円
			上欄に掲げるものの以外のもの	重量50gまでのもの	15円
	第四種郵便物	通信教育用郵便物		重量100gまでのもの	15円
点字郵便物			無料		
特定録音物等郵便物			無料		
植物種子等郵便物		重量50gまでのもの	73円		
学術刊行物郵便物		重量100gまでのもの	37円		
(参考)第一種郵便物(定形)			重量50gまでのもの	110円	
第一種郵便物(定形外・規格内)			重量50gまでのもの	140円	

【第三種郵便物及び第四種郵便物の利用物数及び事業収支】

✓ 利用物数及び事業収支(2019年度～2023年度)

・直近5年間で、利用物数は減少しているが、事業収支はほぼ横ばい。

利用通数						単位: 千通
種別	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	対2019年度比
第三種郵便物	189,844	178,738	173,491	163,434	152,020	▲19.9%
第四種郵便物	15,577	16,641	16,634	15,261	13,301	▲14.6%
(参考)第一種郵便物	7,971,018	7,765,391	7,675,104	7,532,007	7,084,854	▲11.1%

事業収支						単位: 億円
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
第三種郵便物	営業収益	86	81	78	73	68
	営業費用	146	140	134	132	130
	営業損益	▲ 60	▲ 59	▲ 56	▲ 59	▲ 61
第四種郵便物	営業収益	7	9	9	8	7
	営業費用	16	18	18	17	16
	営業損益	▲ 9	▲ 9	▲ 9	▲ 9	▲ 9

- ① 「郵便サービスのあり方に関する検討」答申(少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った 郵便局の利便性向上策<平成30年2月14日付諮問第1227号>)(2019年(令和元年))

第8章 郵便サービスのあり方に係る審議会の考え方

3 その他の郵便サービスの安定的な提供に向けた検討課題について

(中略)

また、他に今後検討すべき事項の一つとして、例えば、第三種郵便及び第四種郵便といった政策的な低廉料金のサービスのあり方が挙げられる。これは、郵便創業時(明治4年)に、新聞紙や太政官日誌を低額の料金扱いとしたことから始まり、国民文化の普及向上を目的に、購読者の負担軽減を図ることに大きな意義があったものである。

今日においても、公共の福祉の増進に寄与するところの多いこれらのサービスを日本郵便の社会的責任として存続させていくことの意義は大きいものの、第三種郵便や第四種郵便が現在政策的な低廉料金で提供されているということは、これらのサービスを提供する費用の一部は、他の郵便利用者によって補填されていることとなる。郵便事業の収入全体に占めるこれらの収入の割合は0.7%程度(2017年度実績)に過ぎないものの、これまでの費用負担のあり方が適切なのかについて、今後の課題として検討することが必要ではないかと考えられる。

いずれにしても、厳しさを増す事業環境の中で、国民が求める郵便サービスの安定的な提供に向けた方策を実現するには、ますます困難な選択や判断が求められる。このような厳しい事情は、第5章や(参考資料1)に示したとおり、諸外国の郵便サービスにおいても同様であり、様々な対応策が実施されている。国や日本郵便においては、事業環境の変化を正確に捉え、長期的な視点に立って、既存の枠組みにとらわれずより広い視野で、サービスのあり方を不断に検討していくことが求められている。

② 郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会の「これまでの議論」の整理(2017年(平成29年))

第2節 政策的な低廉料金サービス（第三種・第四種郵便物）

2 課題等

（中略）

関係省からのヒアリング等において、各省からは、郵送料金を低料としている制度は、いずれも政策的に意義があるもので、紙でのやりとりの必要性やニーズ等があり必ずしもＩＣＴで代替できるものでないこと、仮に低廉料金を見直すこととなった場合はその影響は大きく現行水準を維持すべきであることなどの意見、その一方で、郵送料金に係る予算措置等については対応が困難であることなどの意見が示された。

これらの各省の意見に対して、構成員からは、制度理念（政策目的）を実現するための低廉料金の必要性の度合いや全体利用者数などの（定量的な）数字が十分に示されていないことから、定量的な数字に基づく必要性・妥当性の説明が必要であること、各省で予算措置もせずに一民間事業者である日本郵便に負担させることはいかがなものかということ、他のメール便やＩＣＴによる代替措置を考慮した検討が必要であること、制度を存続した場合であっても日本郵便における低廉料金の見直しもありうるのではないかということなどの意見が示された。その一方で、障害者関係の郵便については、引き続き制度的な意義があるのではないかといった構成員の意見もあった。

第2節 政策的な低廉料金サービス（第三種・第四種郵便物）

3 議論の整理

（中略）

郵便事業を取り巻く収支状況が厳しい中、日本郵便において第三種・第四種郵便物以外の郵便料金の見直しが行われたが、その一方で、赤字構造となっている低廉料金サービスについては、各制度の創設当初から環境の変化などが生じているものもあると考えられることから、当該低廉料金サービスを義務づけている政府においてそれぞれの意義や妥当性を継続的に確認していくことは有意義なことである。

今後は、今般の日本郵便や関係省からのヒアリング等を踏まえ、特に個別に議論が必要とされた制度（通信教育、植物種子等、学術刊行物）を中心に、低廉料金制度の必要性や妥当性を、定量的なデータに基づき、検討会や審議会等の場において、速やかに確認・検証することが必要である。

なお、必要性や妥当性が確認・検証できた場合であったとしても、その場での議論の経過や内容に応じて、さらには、その後も、技術の進展を含め、環境変化は常に生じうるものであることから、定期的に確認・検証していくことが必要である。

そのためにも当該政策を所管する関係省の協力が必要不可欠であり、関係省においては定量的なデータの提供、把握等にも努めていただくことを期待する。

また、各制度の定期的な確認・検証にあたっては、これまでの現状と課題等WGにおける議論も踏まえ、真に必要な範囲がどういうものかを含めて、次の論点にも留意することが必要である（別紙参照）。

（図表8 各制度の定期的な確認・検証の際、留意すべき論点）

	主な共通論点	主な個別論点
通信教育	・ 定量的なデータ、数字に基づく必要性・妥当性 ・ 関係省における予算措置等 ・ 他のメール便やI C Tなどの代替措置	電子化の阻害、制度創設当初からの利用の変化
植物種子等		農業競争力強化プログラムとの関係、農家の利用
学術刊行物		電子化の阻害、小規模学会の存続

なお、日本郵便は民営化されており、制度の趣旨に反しない範囲において、日本郵便の経営判断で低廉料金の見直しが行われることがあってもよいのではないかといった意見があったことについては留意すべきである。

③ 郵便のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方＜平成25年10月1日付
諮問第1218号＞答申(2015年(平成27年))

第2節 郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策

3 中長期的に検討すべき確保方策の方向性

(2) その他の中長期的に検討すべき方策

中長期的に検討すべき方策としては、(1)で述べたユニバーサルサービスコストの算定手法の検証を進めつつ、次の方策についても継続的に検討を行うことが必要であると考えられる。

イ 政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方

第三種郵便物は一定の条件を満たす定期刊行物とされており、また、第四種郵便物は、通信教育のための郵便物、植物種子等を内容とする郵便物等、ある限定された特定の政策目的で国民の福祉増進に貢献するとして、創設されたものである。

このような背景により、これらの郵便物は、政策的に低廉な料金でのサービス提供がなされているところであるが、現状、その財源は日本郵便の他の郵便サービスの料金収入から賄われている。

諸外国の中には、これらの政策的な低廉料金サービスに係るコストに対して財政支援を行っている例もある。

また、当審議会の議論において、ユーザ間の内部相互補助に当たるものとして、民営化された以上は、本来外部補助によるべきものではないかとの意見もあった。

政策的な低廉料金サービスについては、制度の政策目的や利用者ニーズ等も考慮しつつ、そのコスト負担の在り方について、継続的に検討することが適当である。